

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令案」、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案」及び「平成七年三月二十七日農林水産省告示第四百五十七号（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件）の一部を改正する件」についての意見・情報の募集について

令和 8 年 7 月 30 日
農林水産省農産局

この度、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令案」、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案」及び「平成七年三月二十七日農林水産省告示第四百五十七号（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件）の一部を改正する件」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 55 号）の施行に伴い、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成 7 年政令第 98 号）について、届出、定期報告等の対象となる飲食料品を指定する等の所要の規定の整備を行います。また、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案について、改正法附則第 2 条の準備行為に係る財務大臣の権限に関し、所要の委任規定を設けます。さらに、平成七年三月二十七日農林水産省告示第四百五十七号（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件）について、飲食料品の具体的な品目の指定等を行います。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

（１）e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄に掲載
（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

（２）農林水産省農産局企画課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省農産局企画課総括班

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

5 意見・情報受付期間

令和 8 年 7 月 30 日～令和 8 年 8 月 28 日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

① 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令案

② 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令案
概要

③ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令案
新旧対照表

④ 経過措置政令案

⑤ 経過措置政令案 概要

⑥ 平成七年三月二十七日農林水産省告示第四百五十七号の一部を改正する件

⑦ 平成七年三月二十七日農林水産省告示第四百五十七号の一部を改正する件の概
要